○鳴沢村三世代同居等支援事業補助金交付要綱

平成３１年２月８日

告示第５号

改正　令和４年３月１８日告示第１１号

令和４年６月１３日告示第２７号

（目的）

第１条　この要綱は、本村における三世代世帯の同居又は近居を推進し、住宅の取得又は改修工事を行う者に対し、鳴沢村三世代同居等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、子供を産み育てやすい環境づくりや高齢者の孤立防止など家族の支え合いを促進するとともに、定住人口の増加及び地域の活性化を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　三世代世帯　親、子、孫（交付申請時に出産予定であることが母子健康手帳等で確認でき、出生後に同居する予定の子どもを含む。）を基本とする三世代以上の直系親族で構成されている世帯のことをいう。

（２）　同居　同一の住宅に住所を有し、同一の世帯であることをいう。

（３）　近居　直線距離で１km以内に住所を有し、居住することをいう。

（４）　三世代同居等　親世帯と子世帯が同居し、又は近居することをいう。

（５）　住宅　自己の居住の用に供するために、村内において所有する一戸建て住宅（玄関、トイレ、浴室、台所及び居室を有し、利用上の独立性を有するものをいう。）をいう。

（６）　住宅取得　住宅の新築、建替え及び購入をいう。

（７）　住宅改修　住宅の修繕、増築、改築、模様替え又は住宅機能向上のための補修、改造若しくは設備改善のための工事をいう。

（８）　基準日　三世代同居等を開始した日（第３条に掲げる要件を満たし、住民登

録をした日をいう。）

（補助対象者）

第３条　補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たす三世代世帯の親又は子のいずれか１人とする。

（１）　第６条の規定による補助金の交付を申請する時点において、三世代世帯の世帯員全てが、村内に居住（現に居住し、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）に基づき、本村の住民基本台帳に登録されていることをいう。以下同じ。）していること。

（２）　三世代同居等をするために、子世帯が村内に転入し、以下に掲げる要件を満たしていること。ただし、転入の日から起算して過去２年以内に鳴沢村に居住していた場合は交付対象としない。

ア　住宅取得の場合にあっては、転入した日から１年以内に当該住宅に親世帯及び子世帯が同居し、又は近居すること。

イ　住宅改修の場合にあっては、転入した日から１年以内に当該住宅に親世帯及び子世帯が同居すること。

（３）　基準日から起算して３年以上、三世代同居等が継続できること。

（４）　三世代世帯の構成員に１５歳に達する日以後の最初の３月３１日までにある者（出生後に子と同一の世帯内で同居する予定の胎児を含む。）がいること。

（５）　三世代世帯の構成員が、第５条第１項に規定する補助対象経費を負担していること。

（６）　三世代世帯の構成員が、村税等（国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、水道料を含む。）を滞納していないこと。なお、村外からの転入の場合は、当該補助金交付申請時点で前住所地での市町村税等の滞納がないこと。

（７）　過去に、その親及び子の関係で、又はその親若しくは子において、この要綱による補助金の交付を受けていないこと。

（８）　三世代世帯の構成員のいずれもが、鳴沢村暴力団排除条例（平成２４年鳴沢村条例第９号）第２条第２号並びに第３号に規定する暴力団員又は暴力団員等でな

いこと。

（令４告示２７・一部改正）

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、三世代同居等に係る経費のうち次の各号に掲げるものとする。

（１）　住宅取得に要する工事請負契約又は売買契約に係る経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

（２）　住宅改修のうち別表第１に掲げる工事に要する経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助対象としないものとする。

（１）　土地の購入に係る経費

（２）　造成工事及び門、塀その他の外構工事に係る経費

（３）　家具又は家庭用電気機械器具の購入、設置等に係る経費

（４）　物置、車庫等居住の用に供しない建築物の設置に係る経費

（５）　国、県又は村が行う他の補助金を受けて行った事業に係る経費

（６）　その他村長が補助の対象として適当でないと認めるものに係る経費

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、補助対象経費に２分の１を乗じた額（１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を上限とする。

（１）　住宅取得　新築物件　１００万円

（２）　住宅取得　中古物件　８０万円

（３）　住宅改修　５０万円

（交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者は、鳴沢村三世代同居等支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第１号）を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる期間内に村長に提出しなければならない。

（１）　住宅取得　補助対象となる住宅の建物登記完了日から４か月以内かつ基準日から４か月以内

（２）　住宅改修　補助対象となる工事が完了した日から４か月以内かつ基準日から４か月以内

２　前項の申請書兼実績報告書には次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、村長が添付の必要がないと認めた書類については省略することができる。

（１）　調査同意書兼誓約書（様式第２号）

（２）　三世代世帯の構成員の関係を証明できる戸籍全部事項証明書

（３）　孫が胎児の場合は、母子健康手帳の写し

（４）　親世帯及び子世帯の住民票（基準日が確認できるもの）の写し

（５）　工事請負契約書又は売買契約書の写し

（６）　当該住宅の位置図、平面図その他工事の内容が確認できる書類

（７）　住宅改修の場合は、施工前後の状況が確認できる写真（住宅全景及び施工部分）

（８）　当該住宅の建物登記簿の全部事項証明書

（９）　領収書等支払を証する書類の写し

（１０）　三世代世帯の構成員が、村税等（国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、水道料を含む。）の滞納がない証明書。なお、村外からの転入者の場合は、当該補助金交付申請時点で前住所地での市町村税等の滞納がない証明書

（１１）　その他村長が必要と認める書類

（令４告示２７・一部改正）

（交付決定）

第７条　村長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金交付の決定をし、鳴沢村三世代同居等支援事業補助金交付決定通知書（様式第３号）により、補助金の交付を受けようとする者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第８条　前条の規定により補助金交付の決定を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）が補助金を請求しようとするときは、鳴沢村三世代同居等支援事業補助金交付請求書（様式第４号）を村長に提出するものとする。

（調査）

第９条　村長は、補助金の適正執行のために必要があると認めるときは、補助金を申請した者、補助金交付決定者、施工業者等に対し、報告を求め、又は実地調査を行うことができる。

（補助金の交付決定の取消し及び補助金の返還）

第１０条　村長は、補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）　この要綱の規定に違反したとき。

（２）　偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

（３）　死亡、施設等への入院入所、進学、就職、転勤その他村長がやむを得ないと認める場合を除き、基準日から起算して３年以内に村内に居住又は三世代同居等をしなくなったとき、又は村税等に滞納が生じたとき。

（４）　その他村長が不適当と認める行為があったとき。

２　村長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に交付した補助金があるときは、鳴沢村三世代同居等支援事業補助金返還命令書（様式第５号）により補助金の全部又は一部の返還を命じるものとし、返還を求める金額は別表第２に定めるとおりとする。

３　前項の規定により補助金の返還を命ぜられた補助金交付決定者は、村長が定める期限までに当該補助金を返還しなければならない。

（委任）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則（令和４年告示第１１号）

（施行期日）

１　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際、旧様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附　則（令和４年告示第２７号）

この要綱は、公示の日から施行する。

別表第１（第４条関係）

対象工事
１　自ら居住するための部分の増築又は改築に係る工事
２　屋根、雨樋、柱、外壁等の外装工事
３　床、内壁、天井等の内装工事
４　雨戸、戸、サッシ、ふすま等の建具工事
５　電気、ガス等の設備工事
６　トイレ、風呂、キッチン等の給排水工事

別表第２（第１０条関係）

基準日からの経過年数	返還を求める金額
１年未満	交付額の１００分の１００
１年以上２年未満	交付額の１００分の６０
２年以上３年未満	交付額の１００分の３０

様式第１号（第６条関係）

年　　月　　日

鳴沢村三世代同居等支援事業補助金交付申請書兼実績報告書

鳴沢村長　　様

申請者　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

鳴沢村三世代同居等支援事業補助金交付要綱第６条第１項の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

<table>
<tr><td>補　助　区　分</td><td colspan="2">住宅取得（新築・建替え、中古購入）／ 住宅改修（増築・改築・改修等）</td></tr>
<tr><td>同居・近居の区分</td><td colspan="2">同居　・　近居</td></tr>
<tr><td rowspan="3">三世代同居等に係る住宅の所在地</td><td>同　居</td><td>鳴沢村</td></tr>
<tr><td rowspan="2">近　居</td><td>親世帯
鳴沢村</td></tr>
<tr><td>子世帯
鳴沢村</td></tr>
<tr><td>親世帯の世帯主</td><td colspan="2">氏名　　（申請者との続柄　　）</td></tr>
<tr><td>子世帯の世帯主</td><td colspan="2">氏名　　（申請者との続柄　　）</td></tr>
<tr><td>三世代同居等開始日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
</table>

裏面へ

<table>
<tr><td>取得した住宅の
所在地及び所有者</td><td colspan="3">所在地　　鳴沢村
所有者</td></tr>
<tr><td>対象経費及び
補助金交付申請額</td><td colspan="2">対象経費
円</td><td>補助金交付申請額
円</td></tr>
<tr><td>施工事業者</td><td colspan="3">住所又は所在地
氏名又は名称
電話番号</td></tr>
<tr><td>住宅所有権取得日
又は
住宅改修完了日</td><td colspan="3">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>他の補助金の利用</td><td>有・無</td><td colspan="2">利用する補助金の名称</td></tr>
</table>

添付書類（添付する書類に☑をすること。）

- □　調査同意書兼誓約書（様式第２号）
- □　親、子及び孫の関係を証明できる戸籍全部事項証明書
- □　孫が胎児の場合は、母子健康手帳の写し
- □　親世帯及び子世帯の住民票（基準日が確認できるもの）の写し
- □　工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し
- □　当該住宅の位置図及び平面図その他工事の内容が確認できる書類
- □　住宅改修の場合は、施工前後の状況が確認できる写真（住宅全景及び施工部分）
- □　当該住宅の建物登記簿の全部事項証明書
- □　領収書等支払を証する書類の写し
- □　三世代世帯の構成員が、村税等（国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、水道料を含む。）の滞納がない証明書
  なお、村外からの転入者の場合は、当該補助金交付申請時点で前住所地での市町村税等の滞納がない証明書
- □　その他村長が必要と認める書類

様式第２号（第６条関係）

年　　月　　日

調査同意書兼誓約書

鳴沢村長　　様

申請者　住　所

氏　名

親世帯の世帯主　住　所

氏　名

子世帯の世帯主　住　所

氏　名

私たちは、鳴沢村三世代同居等支援事業補助金の交付決定に必要な範囲において、村長が私及び下記世帯員（胎児の場合は世帯員となる予定の者）に関する事項について調査し、又は関係機関に照会することに同意するとともに、下記事項を誓約します。

記

１　世帯員

（１）親世帯

氏名	年齢	世帯主との続柄	生年月日（胎児の場合は出産予定日）	村税の滞納の有無
				有・無
				有・無
				有・無
				有・無

（２）子世帯

氏名	年齢	世帯主との続柄	生年月日（胎児の場合は出産予定日）	村税の滞納の有無
				有・無
				有・無
				有・無
				有・無

２　誓約事項

（１）私たち及びその世帯員は鳴沢村三世代同居等支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第３条に規定する要件を全て満たし、かつ本申請内容には虚偽がないこと。

（２）上記交付申請に係る三世代同居等は、３年以上にわたり継続する見込みであり、上記世帯員について、村が住民基本台帳により行う居住状況の確認を承諾すること。

（３）以上の事項に違反があったときは、速やかに村長に報告するとともに、要綱第１０条第２項に基づく返還命令に従い、補助金の全部又は一部を返還すること。

様式第３号（第７条関係）

鳴福保発第　　－　　号
年　　月　　日

様

鳴沢村長　　印

鳴沢村三世代同居等支援事業補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請及び実績報告のありました鳴沢村三世代同居等支援事業補助金について、鳴沢村三世代同居等支援事業補助金交付要綱第７条の規定により、交付の決定をしましたので、下記のとおり通知します。

記

補助区分	住宅取得　・　住宅改修	
同居・近居の区分	同　居　・　近　居	
三世代同居等に係る住宅の所在地	親世帯	鳴沢村
	子世帯	鳴沢村
親世帯の世帯主	氏名　（申請者との続柄　　）	
子世帯の世帯主	氏名　（申請者との続柄　　）	
補助対象住宅の所在地等	所在地 所有者	
補助対象経費	円	
交付決定額	円	
基準日（三世代同居等開始日）	年　　月　　日	
備考		

様式第４号（第８条関係）

年　　月　　日

鳴沢村三世代同居等支援事業補助金交付請求書

鳴沢村長　　様

（請求者）
住　　所
氏　　名
電話番号

年　　月　　日付け鳴福保発第　　－　　号により交付の決定を受けた鳴沢村三世代同居等支援事業補助金について、鳴沢村三世代同居等支援事業補助金交付要綱第８条の規定により、下記のとおり鳴沢村三世代同居等支援事業補助金を請求します。

記

１　交付請求額　　円

２　振込先

金融機関名	銀行・農業協同組合 信用金庫・信用組合						
本 支 店 名	本　　店・支　　店 支　　所・出 張 所						
口 座 種 別	当　座　・　普　通						
口 座 番 号							
口座名義人	フリガナ						

様式第５号（第１０条関係）

鳴福保発第　　－　　号
年　　月　　日

様

鳴沢村長　　印

鳴沢村三世代同居等支援事業補助金返還命令書

年　　月　　日付け鳴福保発第　　－　　号で交付決定をした補助金については、交付の決定を取り消しましたので、鳴沢村三世代同居等支援事業補助金交付要綱第１０条第２項の規定により下記のとおり返還を命じます。

記

交付決定金額	円
交 付 済 額	円
返還命令額	円
納 付 期 限	年　　月　　日まで
取 消 理 由	
備　　考	

様式第１号（第６条関係）

（令４告示２７・全改）

様式第２号（第６条関係）

（令４告示１１・一部改正）

様式第３号（第７条関係）

様式第４号（第８条関係）

（令４告示１１・一部改正）

様式第５号（第１０条関係）